

刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の罪を定める政令案の概要

1 趣旨

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の一部の施行に伴い、刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の規定により、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の対象となる財政経済関係犯罪を定めるものである。

2 概要

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の対象となる財政経済関係犯罪として政令で定める罪を以下のとおり定める。

- (1) 租税に関する法律，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律，金融商品取引法等の法律の罪
- (2) いわゆる特別贈収賄及び特別背任の罪

3 施行期日

本政令の施行期日は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成30年6月1日予定）とする。